

下水道施設（処理場・ポンプ場）調査業務委託（スH29-1） 特記仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、「下水道施設（処理場・ポンプ場）調査業務委託（スH29-1）一般仕様書 第1章 1.4に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は一般仕様書による。

2. 対象施設及び対象設備

本業務の対象施設及び対象設備は次のとおりとする。

対象施設：甲府市浄化センター（甲府市大津町 1645 番地）

住吉ポンプ場（甲府市住吉三丁目 28-1）

池添ポンプ場（甲府市朝気二丁目 1-20）

対象設備：以下に示す。

【土木】

全施設躯体

分類	名称	腐食性 環境下	一次調査	二次調査
甲府市浄化 センター	スクリーンポンプ棟	○	○	
	導水渠（スクリーンポンプ棟～曝気沈砂池）	○	○	○
	第一曝気沈砂池	○	○	
	第二曝気沈砂池	○	○	○
	水処理施設第一系列初沈	○	○	
	水処理施設第二系列初沈	○	○	
	水処理施設第二系列反応タンク		○	○
	水処理施設第二系列終沈		○	○
	水処理施設第三系列初沈	○	○	
	水処理施設第三系列反応タンク		○	○
	水処理施設第三系列終沈		○	○
	水処理施設第四系列初沈	○	○	
	水処理施設第四系列反応タンク		○	
	水処理施設第四系列終沈		○	
	管廊（管理本館～水処理入口）			○

	管廊（水処理～塩素混和池）		○	○
	管廊（塩素混和池出口～汚泥消化タンク）		○	○
	導水管渠（水処理～塩素滅菌棟）		○	○
	塩素滅菌棟（地下）、塩素混和池、 放流ポンプ棟（地下）	○	○	
	汚泥濃縮タンク	○	○	○
	汚泥貯留槽	○	○	○
	No.1 焼却炉（基礎盤）		○	○
	放流渠	○	○	◎
住吉ポンプ場	汚水中継ポンプ場	○	○	
	塩素混和池		○	○
池添ポンプ場	雨水中継ポンプ場		○	○

注) 二次調査の◎は、カメラによる詳細目視調査とする。

【建築】

分類	名称	一次調査	二次調査
甲府市浄化 センター	管理本館（防水・外装）	○	
	スクリーンポンプ棟（防水・外装）	○	
	ブロワ棟（防水・外装）	○	
	第一曝気沈殿池上家（防水・外装）	○	
	水処理階段室1（防水・外装）	○	
	水処理階段室1（躯体）1系	○	○
	水処理階段室3（防水・外装）	○	
	水処理階段室3（躯体）1系	○	○
	池動力電気室（二系）（防水・外装）	○	
	池動力電気室（二系）（躯体）	○	○
	塩素滅菌棟（防水・外装）	○	
	放流ポンプ棟（防水・外装）	○	
	処理水ポンプ棟（防水・外装）	○	
	脱水機棟1（防水・外装）	○	
	脱水機棟2（防水・外装）	○	
	脱水機棟2（躯体）	○	○
	汚泥濃縮タンク棟（防水・外装）	○	
	汚泥濃縮タンク棟（躯体）	○	○

住吉ポンプ場	汚水ポンプ場 (防水・外装)	○	
	雨水 P 沈砂池棟 (防水・外装)	○	
	雨水 P ポンプ棟 (防水・外装)	○	
	自家発電機棟 (防水・外装)	○	
	自家発電機棟 (躯体)	○	○
	塩素混和池棟 (防水・外装)	○	
	塩素混和池棟 (躯体)	○	○
池添ポンプ場	池添ポンプ場 (防水・外装)	○	
	池添ポンプ場 (躯体)	○	○

【機械設備】

- (1) 一次調査：甲府市浄化センター 沈砂池設備、主ポンプ設備、水処理設備
(消毒設備、用水設備、放流ポンプ設備含む) の状態監視保全設備
- (2) 二次調査：甲府市浄化センター No.1 汚水ポンプ、No.2 汚水ポンプ、No.2-1 沈砂
掻揚機、No.2-2 沈砂掻揚機、2号送風機 (附属電動機含む)、3号送風
機 (附属電動機含む)、1～4系散気装置

設 備 名	仕 様	製造メーカー
No.1 汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ、 $\phi 800 \times 84 \text{ m}^3/\text{min} \times$ 揚程 13.5m	久保田鉄工(株)
No.2 汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ、 $\phi 800 \times 84 \text{ m}^3/\text{min} \times$ 揚程 13.5m	久保田鉄工(株)
2号送風機	多段ターボブロワ：170 m^3/min 、電動機：280kW	三菱重工業(株)
3号送風機	多段ターボブロワ：170 m^3/min 、電動機：280kW	三菱重工業(株)

3. 注意事項

- (1) 【機械設備】 二次調査の汚水ポンプ、送風機は、製造メーカー等による調査となるため受託者は、調査方法、評価項目等が目的に合致するよう製造メーカーと十分な打合せを実施し、総括管理することで正確に健全度判定を行うこと。
- (2) 【機械設備】 二次調査のNo.1 汚水ポンプ、No.2 汚水ポンプにおいても、2台同時期に調査することができないので、注意すること。

4. 安全管理

受託者は、業務実施中の安全管理に努めるものとする。

また、現地調査等を実施している時には、看板等を設置し周知すること。